

高松市屋外広告物条例の 一部改正について

高松市屋外広告物条例改正の経緯

1 札幌市の落下事故(平成27年2月15日)

<事故の概要>

平成27年2月15日午後1時55分頃、札幌市の飲食店ビルの外壁に緊結された看板の一部(縦約30cm、横約150cm、奥行約30cm、重さ約20kg、高さ約15mに設置)が落下。歩道通行中の女性の頭部に直撃し、意識不明の重体となる人身事故が発生した。

○事故原因

看板とビル外壁との接続部分が腐食したことで強度が低下し、事故当時吹いていた強風(午後2時前に風速25.4メートルを観測)の影響により落下した可能性が考えられる。

○許可の状況

- ・ 札幌市屋外広告条例に基づき、昭和60年4月から許可。
- ・ 最新では平成24年6月に更新許可
(許可期間平成24年4月～平成27年3月)
- ・ 札幌市における屋外広告物の許可:1年若しくは3年更新(有資格者の有無による)

2 国の屋外広告物条例ガイドライン(案)の改正(H28. 4. 28改正)

このような状況を踏まえ、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、国は、平成28年4月28日付けで、屋外広告物条例ガイドライン(案)を改正し、地方自治体に通知した。

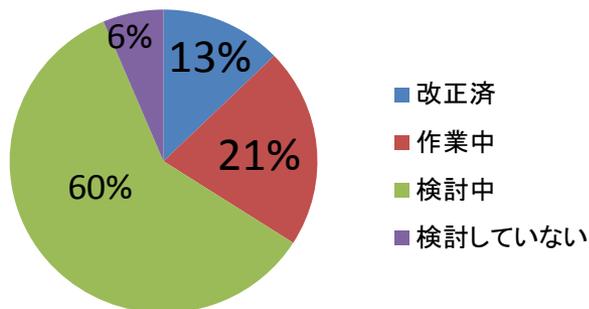
【改正のポイント】

◆ 屋外広告物の所有者又は占有者の義務

- (1) 当該広告物の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明記。
- (2) 屋外広告士などの専門的な知識を有する者に、当該屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。
- (3) 許可更新等の申請を行う場合に、(2)の点検結果を許可権者に提出しなければならない旨の規定を追加。

3 47都道府県における屋外広告物条例改正の状況

【条例改正状況】



改正済・・・6県(青森県、新潟県、長野県、愛媛県、長崎県、大分県)

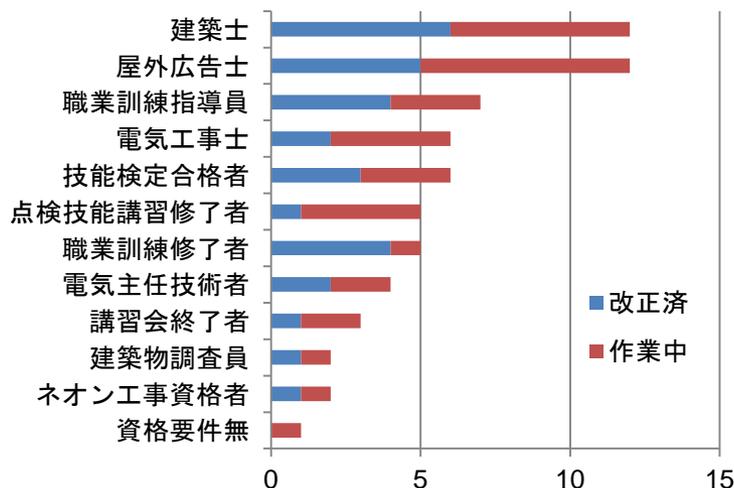
作業中・・・10県(宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、山梨県、愛知県、三重県、広島県、香川県、宮崎県)

検討中・・・28都道府県(北海道、東京都、京都府、大阪府等)

※ 改正作業には取り掛かれていないもの

検討していない・・・3県(徳島県、福岡県、佐賀県)

【点検資格】



・職業訓練修了者、技能検定合格者、職業訓練指導員は、職業能力開発促進法に基づくもので、広告美術科又は広告美術仕上げ、帆布製品科又は帆布製品製造科に係るものに限定されている。

・現在高松市が管理者に求めている資格は、屋外広告士、講習会修了者、職業能力開発促進法に基づく職業訓練修了者、技能検定合格者、職業訓練指導員(広告美術科又は広告美術仕上げに係るもの)、及び前者と同等以上の知識を有すると市長が認める者となっている。

高松市屋外広告物条例改正の方向性

○高松市屋外広告物条例改正の必要性

全国的に屋外広告物の老朽化・落下事故等の増加は顕著であり、それに伴う屋外広告物点検の義務化は必須である。高松市においても強風時の広告物の落下事故等は常に懸念されており、また、老朽化広告物による景観への悪影響も考慮すると、点検の義務化に関する条例改正は必要なものである。 ⇒ **香川県とともに、今年度中の改定を目指す**

○高松市屋外広告物条例の現状と改正の方向性

高松市屋外広告物条例の現状

◆ 下記のように、「**管理**」について規定

1. 設置者・管理者の義務
屋外広告物を良好な状態に保持
2. 管理者の資格を設定している
3. 更新許可申請時に、管理者による点検報告書の提出が必要
4. 有資格者による管理が必要な屋外広告物
広告表示面積30㎡を超える、
又は高さが4mを超える、
許可期間が1年を超える広告物



改正の方向性

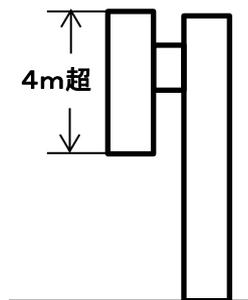
◆ 加えて「**点検**」を義務化

1. 点検を義務化
良好かつ安全な状態に保持
2. 点検者の資格を設定
3. 更新許可申請時、点検者による点検報告書の提出を義務化
4. 有資格者による管理・点検が必要な屋外広告物の一部変更
広告表示面積30㎡を超える、
又は地上高が4mを超える、
許可期間が1年を超える広告物

○改正項目の考え方

- ・「管理者」とは、日常的に屋外広告物を良好かつ安全な状態に維持するよう管理する者であり、「点検者」とは、定期的に屋外広告物を安全な状態に維持するよう点検する者である。
- ・今回の条例改正では、現状で設置を義務化している管理者は維持し、新たに有資格者による点検を義務付け、併せて点検報告書の提出を義務化する。
- ・点検者の資格は全国的な状況を鑑み、次の資格に設定する。
 - (1) 屋外広告士
 - (2) 建築士
 - (3) 電気工事士
 - (4) 電気主任技術者
 - (5) 点検技能講習修了者
- ・有資格者による管理・点検が必要な屋外広告物の要件については、高い位置に設置された突出し広告等を有資格者による点検対象とするため、現行の高さ4mを超える広告物から地上高4mを超えるものに変更する。

・現行での有資格者
管理対象



・改正後有資格者
管理・点検対象

